この記事をPDFファイルで入手
http://www.busi-pub.com

戦略Note

機密情報管理の基本

～規定・ルールの見直しと予防策の再確認～

山本社会保険労務士事務所 代表　山本 武志

■会社と従業員を守る第一歩は規定の整備

何千万件という顧客情報の外部流出，国家の信頼に関わる年金加入者情報の漏えいなど，「ありえない」はずの事件がインパクトを伴って報じられてきた。あるいは国際特許紛争のように表面化した事案ではなくても，「産業スパイ事件」とでもいうべき業務ノウハウの流出は頻発している状況だと推察される。ITの進化がそれを容易にした側面はあるが，要は「誰かが漏らしたか，盗まれたか」しているわけで，守るべき側の甘さは否めない。たとえ１件の流出事故でも組織の存立を揺るがすほどのダメージをもたらすリスクはご承知の通りだ。折しもマイナンバー制の導入も迫っている。まもなく一般企業が，いやでもセンシティブな情報を扱わざるをえない状況に置かれる。改めて企業が管理すべき「機密情報」とは何だったか，「営業秘密」「個人情報」などの定義はどうだったのか，主に人事部門が担うことになるルールの整備による内部けん制と予防の方策を，規定作りの専門家に解説してもらった。　　(編集部)

CONTENTS

No. 1　情報流出が危ない
No. 2　企業が守るべき情報とは何か
No. 3　機密情報漏えい防止対策の流れ
No. 4　機密情報の特定
No. 5　漏えい防止措置の策定①〔物理的・技術的措置〕
No. 6　漏えい防止措置の策定②〔組織体制・基本方針〕
No. 7　漏えい防止措置の策定③〔規定化および周知〕
No. 8　漏えい防止措置の策定④〔情報管理規程〕
No. 9　漏えい防止措置の策定⑤〔遵守事項〕
No.10　研修等による教育・啓蒙
No.11　誓約書による予防
No.12　退職者への対応
No.13　電子メールのモニタリングや所持品検査はどのような場合に可能か
No.14　マイナンバー制度への対応
No.15　外部委託の注意点および情報が漏えいしてしまった場合

■山本武志（やまもとたけし）：
特定社会保険労務士。1970年生まれ。京都産業大学卒業。会計事務所にて12年間勤務し，顧客企業の人事労務に関する諸問題について，経営者と共に解決策を考え，実行支援を行う経験を積んだ後，京都府宇治市にて独立。現在は，労使紛争の防止・解決支援等，会社経営において発生する労務リスク対策を中心に活動している。「経営者の想いを大切に，具体的かつ現実的な支援」をモットーとしている。

■山本社会保険労務士事務所：
●住所：〒611-0043 京都府宇治市伊勢田町井尻71-12　●TEL：0774-46-5321　●URL：http://www.sr-y.com/